

倫理規程

一般社団法人 M&A 仲介協会（以下「協会」という。）は、M&A 仲介業の健全な発展を図り、もって日本国経済の持続的な発展に寄与することを目的としている。

本規程は、会員のみならず、広く M&A 仲介業を行っている者が、依頼者の正当な利益を実現し、誠実に M&A 仲介業務を行うにあたって、業務品質の確保と向上を図るために、業界全体で遵守すべきと協会が考える職業倫理を定めるものである。

（法令等の遵守）

第一条 会員は、法令及び本倫理規程を遵守して M&A 仲介業務を行わなければならない。

- 2 会員は、顧客との契約に基づき、善管注意義務及び忠実義務を適切に履行しなければならない。
- 3 会員は、中小企業庁の定める「中小 M&A ガイドライン」を遵守し、M&A 仲介業務を行わなければならない。

（品位の保持）

第二条 会員は、M&A 仲介業者として常に品位の保持に努め、M&A 仲介業界の信頼性を棄損するような活動を行ってはならない。

- 2 会員は、相互に名誉と信義を重んじ、みだりに他の会員を誹謗中傷してはならない。

（利益相反事項への対処）

第三条 会員は、利益相反のおそれがあるとして想定される事項がある場合には、これを顧客に開示しなければならない。また、仲介者として譲り渡し側・譲り受け側双方に対して中立の立場を取り、公正な利益の調整を図らなければならない。

（顧客利益の最大化）

第四条 会員は、M&A 仲介業務の遂行にあたり、顧客の希望に従って譲り渡し側・譲り受け側双方の意向の調整を適切に行うなど、顧客の正当な利益の最大化に努めなければならない。

（依頼者との契約）

第五条 会員は依頼者と契約するに際して、仲介業務の内容・範囲を明確にしたうえで、報酬金額やその算定方法、契約期間その他契約に係る重要事項（「中小 M&A ガイドライン」に掲げる事項を含む。）を明示し、依頼者に適切に説明を行わなければならない。

（秘密の保持・情報の管理）

第六条 会員は、依頼者について職務上知り得た秘密を正当な事由なく第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- 2 会員は、M&A 仲介業務においては、企業情報の中でも特に秘匿性の高い情報を取り扱うことを常に意識し、情報漏洩を防ぐための情報管理に関する行動規範を定めこれを遵守するとともに、適切なセキュリティシステムを導入しなければならない。

（営業及び広告）

第七条 会員は節度と品位をもって営業活動を行わなければならない。いやしくも虚偽又は誤解を与える可能性のある広告を使用して、依頼者を自社に不当に誘引する行為をしてはならない。

(教育・研修)

第八条 会員は、協会が開催又は案内する研修に参加するなど M&A に係る会計・法務・税務等の知識を常に更新するとともに社員の教育・研修に努めなければならない。

(会員の責務)

第九条 会員は、協会が定める規程及びガイドライン等を誠実に遵守し、他の会員と相互に協調して協会の発展に努めるものとする。

(協会の責務)

第十条 協会は、広く M & A 仲介業を行っている非会員に対しても、本倫理規定で遵守すべきと考える職業倫理について啓発活動・発信活動に努めるものとする。

附則

本規程は、2024 年 1 月 1 日から施行する。